

オートローン契約の禁止行為

～オートローン契約におけるトラブルを防止するために～

2022年3月吉日

株式会社オリエンテーション

東京オート支店

1. 名義貸し（名義冒用）

～定義～

名義貸しとは、お客様が第三者の名義を借りている、または疑いがあることを販売店が知りながら、クレジット契約を申し込むこと。

（名義を第三者が無断使用する場合は名義冒用と言う）

【事例 1：知人同士の名義貸し】

①パターン1

実購入者Aは過去の支払い状況からローンが通らないため契約者Bに「絶対に迷惑をかけない」、「毎月、自分が支払う」と言って、B名義でローン契約をした。

②パターン2

「名前を貸してくれるだけで、謝礼を出す」と勧誘され、ローン契約が成立した。商談には勧誘した人物も参加し、販売店もその人物に納車を行った。

1. 名義貸し（名義冒用）

【事例2：家族間の名義貸し（名義冒用）】

①パターン1（親子）

父親のみが来店し家族全員で使用するが、名義は息子の名前で契約すると申出。契約書は持ち帰り、後日息子の名前で作成し持参した。納車時も、息子は急な仕事の都合で不在、父親に行った。

②パターン2（夫婦）

（上記の同様のパターンは、夫婦間でも発生します。）

契約者は妻であるが、夫のみが来店し商談、納車も夫に行った。

※ 上記のケースで息子、或いは妻に無断で（内緒で）契約が締結される場合を、名義冒用といたします。

1. 名義貸し（名義冒用）

留意点

複数人で来店した場合、商談の主体と契約者名義が相違する場合は名義貸しに注意しましょう。

必ず契約者と面談し、契約意思を確認の上、免許証（現物）にて本人確認を行いましょ。名義冒用は本人確認を確実に行えば未然防止が可能です。

納車は必ず契約者に行いましょう。第三者に納車する場合は、契約者の依頼に基づくものであっても後日責任を問われる場合があります。

名義貸しは加盟店基本契約における
禁止行為です！



2. 架空契約

～定義～

架空契約とは、販売実態のない架空のオートローン契約を締結すること。

【事例】

①金融行為

販売店代表者の知人である顧客が資金が必要になり、代表者にオートローン契約で車両を購入したことにして、実際は立替金を受け取った。

②オーバーローン

車両購入時に、実際の車両代金に上乗せして、顧客の必要資金をオートローンに組み込んだ。

2. 架空契約

留意点

お客様から依頼があっても、実際の車両購入代金とは異なる金員をオートローンに組み込むことはできません。
また、下取りをした車両の残債を、オプション代などと偽ってオートローンに組み込むことも同様です。



架空契約は加盟店基本契約における
禁止行為です！

3. 担保権侵害

～定義～

担保権侵害とは、オートローンの残債がある車輛を、当社に無断で買取り、処分すること。

【事例】

- ①2019年4月に車輛を100万円で販売し、オートローンで契約したお客様から、数ヵ月後に車両の買取りを依頼された。
車検証の所有者名義がオリコでなかったため、ローン残高を確認せず80万円で買い取った。
その後、お客様がローンの支払いを遅延したため、当社が車輛の返還を依頼したところ、販売店が買い取っていたことが判明した。

3. 担保権侵害

留意点

自社で販売したオートローン車両については残債精算が必要となるため必ず当社に残金の確認を行ってください。

お客様からローンは完済(予定)したと申告があった場合でも、当社に確認してください。



**車輛の名義に関わらず、ローン完済まで、
所有権は当社に留保されています！**

4. 商品瑕疵

～定義～

オートローンで購入した車輻に当初の購入目的を満たせない程度の欠陥や不具合があり、お客様から支払い停止の申出がされるもの。

【事例】

①パターン1

車輻の引渡し後、すぐにエンジンが動かなくなった。

販売店に対し連絡したところ修理費が必要といわれた。

②パターン2

車検を受けた時に修復歴ありと指摘された。販売店に連絡したところ契約時に修復歴があることは口頭で説明したといわれたが、説明を受けた記憶はなく納得していない。

4. 商品瑕疵

留意点

納車後すぐにエンジンが故障した場合、通常一般の人は、中古車は走行可能な状態で販売されていると認識するのが自然であり、エンジンの状態を把握することは困難です。加盟店に責任が及ぶ場合があります。

2019年6月、消費者契約法が改正され販売店が商品瑕疵等不利益となる事実を告げなかった場合、それが故意ではなく過失であったとしても場合によっては取消の対象となりえます。

「現状渡し」と言えども加盟店に責任が生じる場合があります！



5. 名板貸し

～定義～

名板貸しとは、加盟店としての名義を他の販売店やブローカーなどの仲介業者等に貸し、直接取引したように装い当社にローンを申込みすること。(口座貸しとも言います)

【事例】

- ①当社取引停止先である自動車販売店やブローカーから、自社では直接オートローンを組めないため、加盟店としての名義(口座)を貸してほしいと依頼された。



加盟店としての名義(口座)を貸した結果、ブローカー等がお客様に納車しなかったり、販売店の知らない約束(金融行為等)を行っていた。

5. 名板貸し

留意点

当社は加盟店契約上、ブローカー等の未承認代理店に加盟店名義を貸すことを禁止しています。

名板貸しを持ちかける業者やブローカーの案件は、トラブルが発生する可能性が高く、その事実が判明した場合は加盟店に責任が及びます。

名板貸し(口座貸し)は、加盟店基本契約
における禁止行為です！

